16	(1)　兵庫県たつの市揖西町小神字上楽寺山667―53　(399.30) (2)　兵庫県宍粟市山崎町梯字北山307―10　(813.00)	北緯34度52分36秒東経134度32分02秒の地点と北緯35度04分07秒東経134度31分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1―384　(754.90) (2)　兵庫県丹波市氷上町三原字向山1―49　(815.00)	北緯35度00分38秒東経135度18分36秒の地点と北緯35度08分53秒東経134度57分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　兵庫県丹波市柏原町柏原3254―7　(126.40) (2)　兵庫県丹波市氷上町三原字向山1―49　(815.00)	北緯35度08分11秒東経135度04分15秒の地点と北緯35度08分54秒東経134度57分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十五年郵政省告示第九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十四年郵政省告示第九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十九年二月二十二日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十五年郵政省告示第九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和五十九年郵政省告示第六百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第二項の表九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

三　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から一二の項までを削る。

四　平成二年郵政省告示第百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表三八の項及び三九の項を次のように改める。

三八	削除
三九	削除

第一項の表四五の項から五九の項までを削る。

五　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項から四三の項までを削る。

第二項の表六〇の項を次のように改める。

六〇	削除

第二項の表六一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

七　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から七六の項までを削る。

第二項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第二項の表三四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

八　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

九　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から一二の項までを削る。

第二項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

第二項の表一八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除